

(平成26年1月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年4月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和31年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和31年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同

年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和15年5月19日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は15年5月19日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が同年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和15年11月15日から16年2月13日までの期間について、事業主は、申立人が15年11月15日に船員保険被保険者の資格を取得し、16年2月13日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間における船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和16年9月21日から同年10月17日までの期間について、事業主は、申立人が同年9月21日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年10月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間における船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和15年5月から同年9月までの期間及び同年11月から16年1月までの期間は100円、同年9月は120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年5月19日から同年10月1日まで
② 昭和15年11月15日から16年2月13日まで
③ 昭和16年9月21日から同年10月17日まで
④ 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

私の夫は、昭和4年にA社に入社し、船舶にB職として乗っていたが、申立期間①から③までが船員保険の被保険者期間となっていない。

また、下船後の申立期間④もA社に勤務していたが、当該期間が厚生

年金保険の被保険者期間となっていない。なお、昭和 18 年頃に C 省 (D 関係) へ出向していた。

調査の上、申立期間①から④までを被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

A 社保管の船員保険被保険者カードの記録から判断すると、申立人は、申立期間①から③までにおいて、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同姓同名で、生年月日の日が相違している船員保険被保険者台帳において、基礎年金番号に統合されていない A 社に係る船員保険被保険者記録 (申立期間①の資格取得日の記載は無いが喪失日が昭和 15 年 10 月 1 日となっている記録並びに申立期間②及び③の記録) が確認できる。

さらに、A 社は、申立期間当時、同社には、申立人と同姓同名の者はいなかった旨回答している。

なお、上記のとおり、当該船員保険被保険者台帳においては、申立期間①に係る被保険者記録に資格取得日の記載が無いが、上記の船員保険被保険者カードには、資格取得日として昭和 15 年 5 月 19 日と記載されている。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の A 社に係る船員保険被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、申立人は、申立期間①から③までにおいて、船員保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間①から③までの標準報酬月額については、上記の船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者カードの記録から、昭和 15 年 5 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 16 年 1 月までの期間は 100 円、同年 9 月は 120 円とすることが妥当である。

一方、申立期間④について、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の健康保険被保険者記録 (昭和 18 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで) から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、上記被保険者名簿において、労働者年金保険被保険者には労働者年金保険記号番号が付番されているが、申立人には付番されていない。

また、申立期間④のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、労働者年金保険法の施行期間であるが、申立人の上記船舶乗船時の職務は B 職であったことから、当該期間においても、申立人の職務は E 職であったと考えられ、労働者年金保険法の対象となる男子の筋肉労働者として勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者番号払出簿、健康保

険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳の被保険者資格取得日（昭和 20 年 9 月 1 日）は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の妻は、申立人は昭和 18 年頃に C 省（D 関係）へ出向していたと述べているが、申立人に係る C 省への出向記録及び人事記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料（労働者年金保険料を含む。）を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者（労働者年金保険被保険者を含む。）として、申立期間④に係る厚生年金保険料（労働者年金保険料を含む。）を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（整理記号C）における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年5月30日から同年6月1日まで

私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年6月1日に同社（整理記号C）から同社（整理記号D）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（整理記号C）における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年6月15日は12万7,000円、同年12月15日は42万7,000円、18年6月15日は34万9,000円、同年12月15日は35万円、19年6月15日は38万5,000円及び同年12月17日は34万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年6月15日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年6月15日
⑥ 平成19年12月17日

A社から支払われた申立期間の賞与の記録が厚生年金保険被保険者記録に含まれていない。

申立期間の賞与明細書及び銀行預金通帳を提出するので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書の賞与支給額及び保険料控除額から、平成17年6月15日は12万7,000円、同年12月15日は42万7,000円、18年6月15日は34万9,000円、同年12月15日

は 35 万円、19 年 6 月 15 日は 38 万 5,000 円及び同年 12 月 17 日は 34 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に解散しており、元代表取締役の照会したものの回答は無く、破産管財人も資料が無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る届出をしておらず、当該賞与から控除していた厚生年金保険料も納付していなかった。」と供述していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8755

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月4日は7万円、同年12月26日は14万円、16年7月30日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月4日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年7月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び申立人が所持している賞与明細書から、申立人は、申立期間①において、7万円の賞与の支払を受け、申立期間②において、14万円の賞与の支払を受け、申立期間③において、24万円の賞与の支払を受け、それぞれ当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、当該期間に係る賞与支払届を提出しなかったこと、及び厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成16年8月31日までA社に在籍していた。平成16年分給与所得の源泉徴収票においても同社の退職日は同年8月31日と記載され、同年8月分の給料明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び平成16年分給与所得の源泉徴収票の記載内容から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、厚生年金保険料は当月控除であったとしているところ、申立人が所持する平成16年8月分給料明細書には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

さらに、A社は、申立人の平成16年8月の厚生年金保険料を給与から控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細書の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成5年6月まで

私は、昭和62年6月頃に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、その後、結婚する前の平成5年6月まで、毎月、納付書に現金を添えて出張所の窓口で納付していた。

また、加入手続を行った際、出張所の窓口の職員から、「納付していなかった昭和61年7月までの国民年金保険料を遡って納付することができる。」と説明され、その場で当該期間の納付書が発行されたため、後日、その出張所の窓口で当該納付書により保険料を遡って一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年6月頃に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達者の国民年金被保険者資格の取得日等から、平成4年6月又は同年7月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料については、i) 推認される加入手続の時点において、申立期間のうち、昭和61年7月から平成2年4月までの保険料は、時効により納付することができないこと、ii) 申立人は、納付していなかった期間の保険料を出張所の窓口で納付書により遡って一括して納付したと主張しているが、同出張所から、過年度の保険料を納付することはできなかったとの回答を得ていること、iii) 結婚する前の5年6月まで、毎月、納付していたとする保険料についても、その保険料月額を憶^{おぼ}えていないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から加入手続時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間は84か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 16 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成 16 年 5 月から 17 年 3 月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 61 年 4 月から平成 16 年 4 月まで
③ 平成 16 年 5 月から 17 年 3 月まで

私は、入籍した昭和 53 年 7 月に、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料については、加入手続を行った際に、区役所の窓口で付加保険料を含め 1 万円ぐらいを納付した。

申立期間②の国民年金保険料については、国民年金第 3 号被保険者の手続を区役所で自身で行ったにもかかわらず、納付書が送られてきたので、半年又は 1 年分ずつ金融機関で納付した。

申立期間③の国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付したにもかかわらず、再び納付書が届いたので、金融機関で半年又は 1 年分ずつ納付した。

申立期間①について、国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料が未納となっているので納付済みに訂正してほしい。申立期間②について、国民年金第 3 号被保険者とされているが、納付していたので還付してほしい。申立期間③について、重複納付してしまったので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、A 市の国民年金被保

険者名簿及びオンライン記録により、申立人が国民年金の任意加入被保険者となったのは昭和 53 年 9 月であることが確認でき、申立期間①は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の特殊台帳によると、同年 8 月の欄に、「この月まで納付不要」と記載されていることが確認できる。

なお、申立人の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が付加年金に加入したのは 54 年 1 月であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を 1 万円ぐらい納付したと主張しているが、当該金額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の金額と乖離している。

申立期間②について、申立人は、国民年金第 3 号被保険者資格期間中も国民年金保険料を納付していたと主張しているが、制度上、第 3 号被保険者は、保険料の納付を要しないことから、申立人に保険料の納付書が発送されていたとは考え難い上、オンライン記録によると、申立人の昭和 61 年 4 月 1 日付けの第 3 号被保険者の資格取得は、同年同月 19 日に処理されていることが確認できる。

また、申立期間②は、217 か月と長期間に及んでおり、これだけ長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、当該期間のうち、平成 9 年 1 月以降の期間は、基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

申立期間③について、オンライン記録によると、国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の処理は、平成 16 年 9 月 13 日に行われていることから、同年同月前に納付書が作成されていないと推認できる上、当該期間の国民年金保険料は同年 10 月に一括で納付されたことが確認でき、当該期間の納付書が複数発行されたとは考え難い。

また、申立期間③は、国民年金保険料収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務の一元化に伴い、記録管理のシステム化が一層促進されたことから、申立人に対する誤った納付書の発行、納付記録の記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人の主張のとおり、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付した場合、当該保険料は還付されることとなるが、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録等において、保険料が還付された形跡は見当たらない。

なお、申立人からその夫の昭和 61 年から平成 9 年までの期間及び 11 年から 15 年までの期間の市民税・県民税特別徴収税額通知書並びに平成 16 年分の確定申告書（控）が提出されているが、それらに社会保険料控除の内訳の記載は無いこと等から、同通知書及び同申告書からは、申立人が申立期間②

及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがうことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間③の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7165 (事案 6887 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る国民年金の記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 61 年 4 月まで
② 昭和 41 年頃から平成 4 年頃まで
③ 昭和 46 年頃から平成 10 年 11 月まで

申立期間①について、私は、昭和 23 年頃から 45 年頃まで、私の母親が国民年金保険料を納付していたのを見ていた。23 年頃から 45 年頃までの期間を申立期間として再申立てを行いたかったが、年金事務所の職員に申立期間を 36 年 4 月以降に変更しなければ、再申立書を受理しないと言われたため、申立期間を同年同月から 61 年 4 月までとした。

申立期間②について、私は、昭和 45 年か 46 年頃に A 県 B 町 (現在は、C 市) に転居した。同町役場から、国民年金保険料を滞納しているとの連絡があったため、同町役場に行ったところ、それまで母親が納付していたものとは別の新たな国民年金手帳を渡された。その際、同町役場の職員の指導により、私は、41 年頃から平成 4 年頃までの保険料を一括して 20 万円ぐらい納付した。

私は、昭和 46 年 8 月頃に D 県 E 市へ転居し、F 社会保険事務所 (当時) で 2 冊の国民年金手帳を 1 冊にする手続きを行ったが、その際に、同社会保険事務所の職員により、私の母親が納付していた 23 年頃から 45 年頃まで (申立上は 36 年 4 月から 61 年 4 月まで (申立期間①)) の国民年金保険料の納付記録及び私が B 町役場で一括して納付した 41 年頃から平成 4 年頃まで (申立期間②) の保険料の納付記録が消されてしまった。

申立期間③について、私は、役所から通知書が送られてきた都度、国民年金保険料を納付していた。

申立期間について再度申立てを行うので、私の国民年金の記録について、間違いが無いか再度調査、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立人は、i) 申立期間（昭和20年頃から平成9年1月まで）のうち、昭和20年頃から41年8月までの期間については、その母親が納付してくれていた国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない、ii) 申立期間のうち、同年9月から45年12月までの期間については、申立人とその母親が重複して保険料を納付していたので、その保険料を還付又はほかの未納とされている期間に充当してほしい、iii) 申立期間のうち、46年1月以降の期間については、転職及び転居が多かったため、国民年金の記録に間違いが無いか調査、確認してほしいと主張している。しかし、i) 申立期間には、制度上、国民年金に加入できない期間が存在すること、ii) B町役場で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、iii) 保険料の納付等に関する申立人の記憶が明確ではなく、その主張が曖昧であることなどから、既に年金記録確認G地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年9月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、自身が作成した、申立期間①当時に使用していたとする領収台紙の写、**「嘆願書」**及び**「お詫び状」**並びに年金手帳の写しを提出しているが、これらの資料からは、申立人の申立期間に係る国民年金の納付記録について訂正を要するような事実は認められない上、口頭意見陳述においても、申立人から記録訂正につながるような証言を得ることはできず、記録訂正が必要な周辺事情も見当たらない。

そのほかに、年金記録確認G地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間に係る国民年金の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 52 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 52 年 5 月まで

私の国民年金の加入手続については、結婚した昭和 37 年 2 月の 1、2 年後の 38 年又は 39 年の夏頃に、義母が、郵便局員に依頼して行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、A 市に転居した 1 年後ぐらいから義母が、郵便局員に 2、3 か月ごとに 1,500 円から 2,000 円ぐらいを納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする義母及び申立期間当時同居していた元夫から証言を得られないことから、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 38 年又は 39 年の夏頃に、義母が郵便局員に申立人の国民年金の加入手続を依頼し、同手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52 年 6 月と推認でき、申立人の主張と一致しない上、申立人は、任意加入被保険者であることから、申立期間は、任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の始期から加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を郵便局員が行い、申立期間の国民年金保険料は2、3か月ごとに1,500円から2,000円であったと主張しているが、制度上、郵便局員が同手続を行うことはできない上、当該期間の大半の期間については、実際の保険料額と乖^{かい}離しているとともに、当該期間は121か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 4 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に勤めていた職場を退職し共済組合から脱退することになったので、同年 4 月頃、国民年金の加入手続を行った。加入手続後、申立期間の国民年金保険料は、自宅近くの銀行で、納付書により納付していたと思う。

私は、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、共済組合を脱退後、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、加入手続を行った場所などを具体的に憶^{おぼ}えておらず、その際発行されたはずの年金手帳についても全く記憶していないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、加入手続後、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付書により納付していたと主張している。しかし、申立人は、当該期間のほとんどは厚生年金保険被保険者の配偶者であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」は、申立人の配偶者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した「昭和 60 年 5 月 1 日」と記載されており、オンライン記録においても、同年同月前に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間のほとんどは、任意加入適用期間の未加入期間であり、遡って国民年金に加入することや保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 49 年 2 月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び同年 3 月から 53 年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月から 49 年 2 月まで
② 昭和 49 年 3 月から 53 年 12 月まで

私は、昭和 47 年 2 月頃に、国民年金の加入手続及び付加年金の加入申出を A 市役所で行った。その際発行された国民年金手帳は無く、現在はその後、B 市で発行されたカーキ色の国民年金手帳を所持している。

申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料は、私が、市役所で納付し、付加保険料は 400 円だったと思うが、定額保険料の額及び納付頻度の記憶は無い。

申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が未加入による未納となっていること、及び申立期間②の付加保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 2 月頃に、国民年金の加入手続及び付加年金の加入申出を A 市役所で行ったと述べているが、申立人が所持している国民年金手帳、申立人が A 市から転居後に居住していた B 市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格取得日は、49 年 3 月 5 日であること及び付加年金の加入申出日は、54 年 1 月 8 日であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続時期及び付加年金の加入申出時期についての主張と一致しない。

また、申立期間①については、前述のとおり、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格取得日は、昭和 49 年 3 月 5 日であり、当該期間に国民年金被保険者資格を取得した形跡が見当たらないことから、国民年金の未加入期

間であり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、前述のとおり、申立人の付加年金の加入申出日は、昭和54年1月8日であることが確認でき、付加保険料は、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付することは認められないものであることから、申立期間①及び②の付加保険料については、納付することができない。

加えて、申立期間①及び②は、合計で82か月と長期間にわたっており、複数の行政機関が事務処理を誤る可能性は低い上、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 11 月頃、市役所で婚姻届及び国民健康保険の加入手続を行った。その時に国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、私は、結婚してからは、夫婦二人分の国民年金保険料を税金及び公共料金等を含め 3 万円程度を定期的に金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 11 月頃、市役所で婚姻届及び国民健康保険の加入手続を行った記憶はあるものの、国民年金の加入手続を行ったことについての記憶が無く、国民年金保険料についても、保険料以外の他の公的料金等との合算額しか記憶していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 59 年 4 月ないし同年 8 月頃と推認され、その時点において、申立期間の過半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間の一部については、国民年金保険料を遡って納付することができるものの、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている上、オンライン記録においても過年度納付を行った形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 12 月 11 日まで
私は、昭和 35 年 5 月から 39 年 2 月まで、A 社に B 職として勤務しており、途中で退職したことは無い。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことをうかがえる具体的な供述を得ることができない上、A 社は、「当時の役員、担当者は既に死亡しており、資料等も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和 37 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失し、38 年 12 月 11 日に新たに別の整理番号で同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、遡った訂正等の不自然な形跡は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 21 日から平成 2 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 5 月 1 日から平成 25 年 1 月 20 日まで、A社で継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、厚生年金保険被保険者資格を昭和 63 年 10 月 21 日に喪失し、平成 2 年 5 月 1 日に再度資格を取得しているところ、雇用保険の記録では、昭和 63 年 10 月 20 日に離職し、平成元年 6 月 21 日に再度資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再度資格を取得している被保険者が複数確認できる上、複数の者の厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日とが異なっており、同社においては、必ずしも厚生年金保険と雇用保険の加入手続を同時に行う取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、「当社保管の雇用保険被保険者名簿において、申立人の在籍期間は、平成元年 6 月 21 日から 25 年 1 月 21 日までの期間しか確認できない。そのうち、申立人がアルバイト勤務であったことを認めている元年 6 月 21 日から 2 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している上、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得ることができない。

加えて、B厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人はA社において、

昭和 63 年 10 月 21 日に被保険者資格を喪失し、平成 2 年 5 月 1 日に再度同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年5月30日まで
昭和19年4月1日から大空襲のあった20年*月*日までA社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び同じ小学校を卒業して一緒にA社に入社したとする複数の同級生の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒にA社に入社したと記憶している同級生9人のうち、3人は申立人と同様、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、ほかの6人についても、昭和20年4月以降又は申立期間より後に同社において被保険者資格を取得しており、申立期間の始期から被保険者資格を取得している者はいない。

また、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年6月1日までの期間は、労働者年金保険法において、同法の被保険者は筋肉労働者の男性のみで、女性は同法の対象外とされている上、同年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法が施行されるまでの準備期間のため、

厚生年金保険料の徴収は行われておらず、被保険者期間として算入される期間は厚生年金保険料の徴収が開始された同年 10 月 1 日からとされている。

さらに、B 社は、申立期間当時の関連資料が水害のため滅失し保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除は不明の旨回答している。

加えて、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできず、また、申立人は、申立期間のうち、同年 10 月 1 日から 20 年 5 月 30 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8760（事案 178 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月 19 日から 41 年 2 月 16 日まで
申立期間について、A 事業所に継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、訂正するよう申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、私と同様、A 事業所に直接雇用された同僚 3 人の名前を新たに思い出した。

再度、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の雇用保険被保険者記録及び申立人提出の A 事業所の労働者名簿により、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できるものの、同事業所の事業所別被保険者名簿により、昭和 26 年 2 月 19 日に被保険者がいなくなっていること、また、同年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 10 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、自身と同様に A 事業所に直接雇用された同僚 3 人の名前を思い出したとしているが、当該 3 人の同事業所における厚生年金保険被保険者記録は無く、これは年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回改めて、A 事業所の複数の同僚及び元 C 職に照会したが、申立人の申立期間における保険料控除をうかがえる証言等を得ることができない。

このほか、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 12 月まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の氏名が、A社の事業所別被保険者名簿で確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記被保険者名簿には、申立期間において、申立人が姓のみを記憶する同僚と同姓の被保険者は確認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会できない。

さらに、A社において被保険者であった複数の同僚に照会したものの、具体的な証言を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年8月1日まで
A社B支店C営業所に昭和35年1月から同年3月までの試用期間を経て、申立期間に臨時事務員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の回答及び同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社B支店C営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「退職のお別れ会の席上、同僚から、C営業所の所長が私を厚生年金保険に加入させていなかったと聞かされた。」と述べている。

また、A社B支店C営業所の別の同僚は、「申立人が正社員に採用されたという記憶は無い。」と述べているところ、別の営業所に勤務していた同僚は、「私は、4年ぐらい臨時社員として勤務し、その後、本採用になった。臨時社員の時は、厚生年金保険に入っていなかった。」と述べている。

さらに、A社B支店は、「資料を保管していないため、申立人の勤務形態や保険料控除については不詳。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年頃から 49 年頃まで
年金記録を確認したところ、A市B区C町にあったD事業所に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がD事業所の次に勤務したE社が保管している申立人の履歴書から、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月から48年9月までの期間にD事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、D事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、類似した事業所名で確認しても該当する事業所は見当たらない。

また、申立人が記憶する所在地を管轄する法務局にD事業所に係る登記の記録は確認できない上、申立人が記憶する取引先に照会したものの、同事業所に係る情報は得られない。

さらに、申立人は同僚一人の名前を記憶していたものの、当該同僚を特定することができない上、事業主の名前を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。